

大阪大学本部事務機構オープンラボ棟規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学（以下「本学」という。）が設置する別表に掲げる本部事務機構が所掌するオープンラボ棟（以下「施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 施設は、教育研究及び人材育成・研究交流の場並びに産学官連携・共創活動の場としての環境を供することを目的とする。

(資産管理責任者)

第3条 施設の運営に関する責任者は、本部事務機構の資産管理責任者（以下「資産管理責任者」という。）とする。

(長期利用施設)

第4条 施設に、長期利用施設として次の各号に掲げるスペースを置く。

- (1) 豊中共創棟 A
オープンラボスペース
- (2) 豊中共創棟 B
オープンラボスペース及びコモンスペース
- (3) 共創イノベーション棟
オープンラボスペース

2 前項における各スペースの範囲は、別に定める。

(利用資格)

第5条 施設の利用は、本学の教職員及び学生並びにこれらとともに教育研究に携わる者とする。ただし、資産管理責任者が特に認めたときは、この限りでない。

(利用目的)

第6条 施設を利用するにあたっては、その利用目的に次の各号に掲げるいずれかの活動が含まれていなければならない。

- (1) 本学の教育研究活動
- (2) 本学の運営に係る活動
- (3) その他、資産管理責任者が特に認めた活動

(利用申請)

第7条 施設の利用を希望する事業の代表者は、別に定める利用申請書を資産管理責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項における代表者は、本学の教職員に限るものとする。

(利用許可)

第8条 資産管理責任者は、前条の利用申請があったときは、利用の可否を決定し、当該申

請者にその旨を通知するものとする。

2 資産管理責任者は、利用の許可に際し、当該施設の利用に関して必要な条件を付すことができる。

3 利用の許可を受けた事業の代表者は、当該施設の利用に関し責任者（以下、「利用責任者」という。）となる。

（利用計画の変更）

第9条 利用責任者は、当該施設の利用計画に重要な変更を加えようとするときは、別に定める利用計画変更申請書を資産管理責任者に提出しなければならない。

2 資産管理責任者は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、利用責任者にその旨を通知するものとする。

（利用許可の取消し等）

第10条 資産管理責任者は、当該施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

が、この規程又は許可に付された条件に違反した場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。このとき、資産管理責任者は、利用責任者にその旨を通知するものとする。

2 前項のほか、資産管理責任者は、本学において特に必要が生じたときは、利用の許可を変更し、又は取り消すことができる。

（利用期間）

第11条 第7条に定める利用申請に係る利用期間は、当該事業の事業期間または5年の短い方を限度とする。

2 前項の規定による利用期間は、資産管理責任者が特に認めたときは、通算10年を限度として延長することができる。

3 利用責任者は、利用期間を延長する必要があるときは、利用期間が満了する日の6月前までに、別に定める利用期間延長申請書を資産管理責任者に提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

4 利用責任者は、利用期間を短縮し、又は利用を中止しようとするときは、利用を終了する日の6月前までに、別に定める利用期間短縮申請書を資産管理責任者に提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

5 資産管理責任者は、第3項の申請または前項の申し出があったときは、その可否を決定し、利用責任者にその旨を通知するものとする。

6 第1項および第2項にかかわらず、資産管理責任者が必要と認めたときは、利用期間を短縮し、又は延長することができる。

（経費の負担）

第12条 利用責任者は、施設の利用に係る経費（以下「施設利用料」という。）を負担しなければならない。

2 前項の施設利用料については、別に定める。

3 第1項の施設利用料をその利用期間中に変更しようとするときは、双方協議の上、決定するものとする。

(利用上の義務)

第13条 利用者は、当該施設及び設備の利用に関し、利用許可を受けた目的及び方法並びに許可に付された条件に従い、常に善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、当該施設の利用に際し、関係法令及びこの規程その他本学の諸規程を遵守するとともに、施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

(施設の改修)

第14条 利用責任者は、事業遂行上やむを得ず当該施設を大幅に改修しなければならないときは、別に定める工事申請書を提出し、事前に資産管理責任者の許可を得なければならない。

2 当該施設の改修及び利用後の原状回復に係る費用は、利用者が負担するものとする。

(利用の報告)

第15条 利用責任者は、資産管理責任者から利用に係わる項目について報告を要求されたときは、その報告書等を提出しなければならない。

(明け渡し)

第16条 利用責任者は、利用を終了し、又は中止したとき、若しくは第10条の規定により利用の許可を取り消されたときは、速やかに当該施設を原状に復帰し、明け渡さなければならない。ただし、資産管理責任者が特に認めたときは、この限りではない。

(損害賠償)

第17条 利用責任者は、本人、利用者又は当該利用に係る関係者が故意又は重大な過失により、施設、設備又は物品を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 天災等の本学の責めに帰することのできない事由により利用者に損害が生じたときは、本学はその責めを負わない。

3 本学の施設及び設備の不良等に起因する損害の賠償については、本学と利用者との間で協議して決定するものとする。

(一時使用施設)

第18条 豊中共創棟Bに、時間単位で使用が可能なスペースとして一時使用施設を置く。

2 前項の一時使用施設の範囲については、別に定める。

3 第1項の一時使用施設の運用については、別に定める。

(事務)

第19条 施設の管理運営に関する事務は、経理部資産管理課が行う。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、施設の利用に関して必要な事項は、資産管理責任

者が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年11月8日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 大阪大学文理融合型研究棟等利用内規及び大阪大学文理融合型研究棟等利用細則は、廃止する。
- 3 この改正施行の際現に前項の規定による廃止前の大阪大学文理融合型研究棟等利用内規及び大阪大学文理融合型研究棟等利用細則により、利用許可期間が定められている者については、当該利用許可期間に係る申請内容を有効とする。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表

豊中共創棟 A
豊中共創棟B
共創イノベーション棟（6、7階に限る）